

# 若年者雇用促進緊急事業の協力事業所募集

## ■若年者雇用促進緊急事業とは？

29歳以下の若年求職者の方を県内の事業所に一定期間雇用してもらい就職に必要な知識、技能を習得し正社員を目指す事業です。佐賀県が佐賀県中小企業団体中央会に委託して実施しています。平成23年度前期は80名を超える若年者が協力事業所に雇用されました。

## ■事業の内容は？

29歳以下の若年求職者を平成24年3月31日までの間に、一定期間雇用し、あらかじめ作成した事業計画に基づき、OJT、OFF-JTを実施していただきます。事業所に対しては、雇用に係る給料等（基本給、通勤手当、賞与、社会保険料の事業主負担額）にくわえて、研修のための諸費用（ただし、経費により上限額を設定）を委託費としてお支払いするものです。

## ■協力事業所になるためには？

1. 所定の様式により佐賀県中小企業団体中央会へ事業の利用を申し込んでください
2. 所定の様式により事業計画書、支出額計画書を作成してください
3. 求人申込書を管轄ハローワークに提出してください

※事業計画書、支出額計画書、求人申込書の作成については、佐賀県中小企業団体中央会が支援します。

※様式は佐賀県中小企業団体中央会のホームページで公開しています。

<http://www.aile.or.jp/>

## ■雇入れに関して条件はありますか？

1. 同じような事業で「若年技能者育成促進事業」がありますが、後期募集では、「若年者雇用促進緊急事業」と「若年技能者育成促進事業」とのいずれかの1事業で1名の求人票提出・採用になります。両方の事業を利用することはできません。
2. 雇用期間は、平成24年3月31日までとなります。
3. 雇用期間中は、社内の研修等を通じて正社員として必要な知識や技能が修得できるよう御指導をお願いします。また、雇用期間終了後は、正社員登用または雇用契約の更新をお願いします。

※くわしいことは下記までお問い合わせください

〒840-0826 佐賀市白山1丁目2番13号 諸永ビル2階2-4号

**佐賀県中小企業団体中央会 若年者雇用促進緊急事業推進室**

TEL：0952-37-9081 FAX：0952-37-9087

〒840-0831 佐賀市松原1-2-35 佐賀商工会館3階

**佐賀県中小企業団体中央会 労働部**

TEL：0952-23-4598 FAX：0952-29-6580

(担当：栗山 E-Mail [yoshiko@aile.or.jp](mailto:yoshiko@aile.or.jp))

(別紙)

## 若年者雇用促進緊急事業による委託費に含まれる費用

(協力事業所)

区 分	委託費に含まれる費用	委託費として認められない費用
研修生人件費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>基本給</b> (原則、当該事業所の規定によるが、中小企業団体中央会において上限額を設定する)</li><li>・ 賞与</li><li>・ 通勤手当</li><li>・ 社会保険料、労働保険、雇用保険料など事業主が負担すべき費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <b>残業手当など、左記以外の諸手当</b></li><li>・ 所得税や社会保険料自己負担分など、自己負担すべき費用</li><li>・ 親睦会費、旅行積立</li><li>・ 福利厚生費</li></ul>
研修に係る初度的経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ユニフォーム、安全靴など研修に必要な初度費用 (ただし、1人につき1万円を限度)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 名刺印刷代</li></ul>
OJT 費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 指導員人件費 (ただし、1人につき月5万円を限度) ※1月当たり25時間以上の指導時間が必要です。積算@1,000円×指導時間50時間が上限</li><li>・ テキスト代</li><li>・ 研修に必要な機器レンタル代 (研修生に係るものに限る) ※事務用パソコンを想定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ OJTに係る材料費</li><li>・ OJT以外の事業所の業務に係る諸費用</li><li>・ 備品購入費</li><li>・ 雇用契約や研修計画作成のためのコピー代等の費用</li></ul>
OFF-JT 費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業団体中央会が開催する集合研修 (受講料なし) に参加するための旅費、テキスト代</li><li>・ 中小企業団体中央会が認める外部研修、資格取得に参加するための旅費、テキスト代、受講料、技能検定等受験料</li></ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 面接など雇用契約までに係る費用</li></ul>

# 平成 23 年度後期・若年者雇用促進緊急事業 補足説明資料

佐賀県中小企業団体中央会

## 【対象となる事業所】

- ①佐賀県内に本社または支店等がある事業所で、佐賀県内のハローワークに求人申し込みができること。なお、就業地は「佐賀県内」であること。
- ②雇用保険の適用を受けている従業員が1人以上いること。
- ③当該事業により採用した若年求職者（以下、「研修生」という）の雇用期間が平成24年3月31日で満了した時点で、雇用契約の更新をするか、正社員として雇用すること。
- ④研修生を社会保険、雇用保険に加入させること。

## 【事業の手順】

- ①事業を利用したい事業所（以下、「協力事業所」という）は、中央会宛に「申込書」を提出する。
- ②協力事業所は、事業の対象とする研修生に対して、雇用期間を通じ、どのような教育を行うかOJT、OFF-JTに区分して「事業計画書」「支出額計画書」を作成し、中央会に提出する。  
「支出額計画書」の金額が、研修生を採用する場合に協力事業所と中央会の間で締結する「業務委託契約書」の契約額となる。
- ③協力事業所は、事業名等必要事項を記入した求人申込書を作成し、中央会の確認後管轄ハローワークへ提出する。
- ④協力事業所は、ジョブカフェSAGAでのカウンセリング等を受けた若年求職者が該当求人に応募してきた場合は、面接等を実施する。
- ⑤協力事業所は、面接等採用選考後、採用を決定した場合は、すみやかに中央会宛連絡する。  
その際、ハローワークの紹介状、選考結果通知の写しを送付する。
- ⑥協力事業所は、採用が決定した時点で、「個別研修計画」を作成し、中央会に提出する。
- ⑦協力事業所は、採用時に研修生に対して「労働条件通知書（雇用契約書）」を交付する。
- ⑧協力事業所は、毎月、原則として当該協力事業所で定める給与を、勤務実態に応じて研修生に支払う。
- ⑨協力事業所は、研修生の業務、研修状況等を日誌などにより記録し保管するものとする。
- ⑩協力事業所は、給与明細書等関係書類を添えて研修実施費等の費用（再委託費）を請求する。

## 【注意事項】

### 一採用前一

- ①求人の受付が終了したら、すみやかに中央会へ求人番号を連絡してください。
- ②若年者雇用促進緊急事業は、ジョブカフェSAGAでキャリアコンサルティングを受けた若年求職者を採用することが条件となっています。若年求職者がジョブカフェでのカウンセリング等を受けずに直接応募した場合はジョブカフェSAGAに相談するように助言し、ジョブカフェ登録前の事前面接は行わないでください。
- ③該当求人に対するハローワークの紹介状のない求職者を採用した場合は事業の対象となりません。一般求人に応募してきた求職者を本事業の対象に振り替えることはできません。
- ④在職中の求職者を採用した場合は事業の対象となりません（ただし、求人票に記載した雇用

開始の日の前日までに、前職の雇用期間が満了する場合を除く。例：10月31日に雇用期間が満了する職に就いている求職者が、11月1日に雇用開始となる求人に応募した場合等）。

- ⑤過去に雇用創出基金事業を活用した職に就いたことのある若年求職者を採用した場合は対象となりません。面接時に必ず確認をしてください。

採用後に雇用創出基金事業を活用した職に就いていたことが判明した場合は、その時点で協力事業所と中央会の間で締結した「業務委託契約」を解除します。

#### 一採用後一

- ⑥研修生が雇用期間の途中で退職した場合は、その時点で協力事業所と中央会の間で締結した「業務委託契約」は終了します。その後の補充はできません。委託事業経費でパソコン等の機器を賃借していた場合、退職日以後の賃借料は協力事業所の自己負担となります。

- ⑦本事業の実施にあたり、協力事業所で法令違反（超過勤務手当の不払い等）があった場合は、その事実が判明した時点で協力事業所と中央会の間で締結した「業務委託契約」を解除します。

- ⑧研修生の就業場所が佐賀県外になった場合は、その時点で協力事業所と中央会の間で締結した「業務委託契約」は終了します。

- ⑨本事業で雇用した研修生は、中央会が月1回程度開催する集合研修に必ず参加させてください。

- ⑩研修生に対するOFF-JTは中央会の了承を得たものに限り、事業計画書に記載していないOFF-JTを実施したい場合は、必ず中央会の若年者雇用促進緊急事業コーディネーターと協議をしてください。

- ⑪研修生の雇用期間中は、担当コーディネーターが協力事業所を定期的に訪問し、研修生との面談等を通じて、本事業の遂行について状況把握を行いますのでご協力をお願いします。

- ⑫本事業の実施に当たっては、担当コーディネーターの指示にしたがってください。

# 若年者雇用促進緊急事業

## 事業目的

- 厳しい雇用情勢が続く中、既卒未就職者をはじめとする若年者の就職も厳しい状況となっている。
- このため、29歳以下の若年者求職者を主な対象として、県内各企業において、一定期間雇用し、職場内実習(OJT)、職場外研修等(OFF-JT)を組み合わせ、実践的な知識や技術、技能を習得させ、正社員としての就職に結びつける。

## 事業概要

- 対象者 29歳以下の若年求職者
- 雇用期間 平成24年3月31日まで
- 雇用者数 50名
- 企業への給付 対象者を雇用した企業に対して、必要経費(人件費、研修費)を支給

## 実施方法

- 若年者就職支援の拠点「ジョブカフェSAGA」の受託者に業務を委託し、職業適性診断、力ウンセリングからマッチングまでの就職支援を一元的に実施する。

# 若年者雇用促進緊急事業

コーディネーター配置

ジョブカフェSAGA

29歳以下の若年求職者

①求職者に対する職業適性診断、  
キャリアカウンセリングを実施

③求職

④雇用契約

研修計画作成など  
コーディネーターに  
よるフォロー

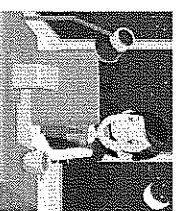
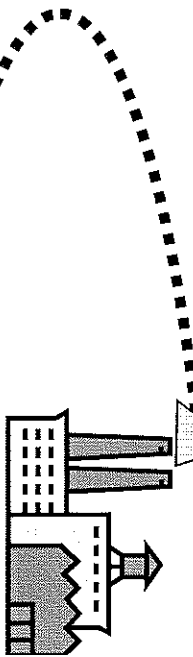
Off-JT

ハローワーク

②求人

協力事業所(雇用し実践的な研修を実施)

業務の  
再委託



OJT

既卒未就職者等若年者の雇用促進